

Ⅰ. 平成26年～令和3年の対応方針において、令和3年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの
 ※前回会議（令和4年2月28日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等 ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）	デジタル庁、財務省、文部科学省、厚生労働省	<p><平30> 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。</p> <p><令2> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への所得区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について引き続き検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、地方公共団体から保険者への所得区分照会事務に係る負担軽減策として、確認様式や保険者への送付方法等の簡素化を、関係各所と調整が付き次第行うこととした。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等 ② その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	行政不服審査法に基づく審理手続の簡素化（行政不服審査法）	総務省	地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、 <u>2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>令和3年5月28日から、行政法学者で構成される「行政不服審査法の改善に向けた検討会」において、本提案の内容を論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。</p> <p>検討会における最終報告において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の審査庁による審理手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考えられ、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を担保する必要があると考えられること 情報公開条例に基づく処分等の審理手続の在り方については、情報公開制度特有の問題と捉えるか、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行政不服審査法上可能かどうかの問題と捉えるかなど、いくつかの考え方があり得るところ、この点について、現時点においては十分な集積が得られておらず、また、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も踏まえる必要があることから、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えられること等が示されたことを踏まえ、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方について引き続き検討を行うこととする。 <p>なお、検討会の最終報告を踏まえ、当面の措置として、簡易迅速な権利利益の救済の観点から、運用上の工夫（審査庁における審理手続を情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促す等の対応）を今夏を目途に事務取扱ガイドライン等を作成して示す予定であり、実質的には地方の提案について実現できることとなる。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	<p>障害支援区分認定期間の見直し (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p><令元> 障害支援区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定事務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令2> 障害支援区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定状況、認定事務の実態等も踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>障害支援区分認定の有効期間の延長については、認定データの分析結果等に基づき検討を行った結果、認定の更新時に区分が変更となる者が一定程度存在し、障害福祉サービスの適正な利用の観点から影響があることから、有効期限は現行どおり3年を上限とし、延長は行わないこととする旨、令和4年3月の第125回社会保障審議会障害者部会に報告し、了承された。</p> <p>なお、市町村の負担軽減策として、区分認定審査事務の効率化を目的として、審査判定プロセスの模擬事例を用いた解説動画を新たに作成し、令和4年3月に市町村向けに公開・周知した。</p> <p>令和4年度以降も、アンケート及び実地での意見交換等を通じて把握した市町村の意見を踏まえて、各種マニュアル・研修資料等の改訂を行う予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	ケースワーク業務の一部外部委託化 (生活保護法)	厚生労働省	<p>ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。 現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> [措置済み] 現行制度で外部委託が困難な業務については、令和3年度社会福祉推進事業「今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究」の報告書が取りまとめられ、今後は当該報告書を踏まえ必要な措置を講ずる予定。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	<p>認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化 (私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査)</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p><令元> 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。<u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年度に実施する調査では、私立の幼保連携型認定こども園について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の最終年度である令和2年度の事業成果が反映される年であり、3か年を通じての成果を検証するにあたっては、調査時点の変更によって正確な事業成果の把握が困難になることから、調査の時点については統一に至らなかった。また、令和4年度以降についても、上記対策に続く新たな取組として、令和3年度から令和7年度の5か年を対策期間とした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定されており、今後も継続した事業成果の把握を行う必要があることから、調査時点の統一は困難であるとの結論を得た。</p> <p>調査時点の統一が困難であったため、内容（様式）の統一までには至らなかったが、令和4年度以降に実施する調査については、私立の幼保連携型認定こども園について、令和3年度で調査依頼時期を統一したことを踏まえて、引き続き、文部科学省と厚生労働省の調査内容（様式）の統一に向けた検討を行い、令和4年度中に結論を得る。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	消防施設整備計画 実態調査の調査方法の見直し (消防施設整備計画実態調査)	総務省	<p>消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>消防施設整備計画実態調査については、次回調査（令和4年7月予定）に向けて、過去の調査の質疑応答について整理を行い、自治体の負担軽減に繋がる課題の抽出を行った。その課題を踏まえ、人的ミスの防止及び作業負担の軽減など調査方法の改善・効率化に向けて検討した結果、以下4点のとおり次回調査において対応することとする。</p> <p>①調査へ対応する方法の1つの選択肢として、国勢調査による人口情報を活用でき、かつ一般公開されている地理情報システムである「jSTATMAP」を提示し、その活用方法について周知する。</p> <p>②既存の地理情報システムの機能を活用することで本調査に対応している消防本部の事例を展開し、情報共有を図る。</p> <p>③調査表内に記入時の留意事項を追加するなど、入力ミスを防止するための工夫を施す。</p> <p>④過去の調査時における質疑応答を整理し、Q&A集として添付する。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略（登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続）	デジタル庁、 法務省	<p>登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>国の行政機関における登記事項証明書の添付省略の状況を踏まえ、地方公共団体について、登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画（令和4年3月28日 デジタル庁・法務省）を策定した。今後、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画に基づき、令和4年度中には一部の地方公共団体を対象に、一部の手続について登記情報連携の先行運用を実施する（実施対象となる地方公共団体、手続等については現在検討中）。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和2年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	<p>小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し （受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用） （児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	<p><令2> 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した所得区分の確認等による事務の簡素化について引き続き検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、保険者への所得区分照会事務に係る負担軽減策として、確認様式や保険者への送付方法等について、関係各所と調整が付き次第行うこととした。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	<p>指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	<p><令2> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<u>令和4年夏までに結論を得るとともに</u>、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への所得区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について引き続き検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、地方公共団体から保険者への所得区分照会事務に係る負担軽減策として、確認様式や保険者への送付方法等の簡素化を、関係各所と調整がつき次第行うこととした。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し (国民健康保険法)	厚生労働省	<p>市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報（以下この事項において「資格重複情報」という。）を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> [措置済み] 資格重複状況結果一覧により対象者を抽出し、被保険者資格の喪失処理手続を進めることについて、複数の市区町村に対し資格重複状況結果一覧の活用状況等に関するヒアリングを実施し、当該ヒアリング結果を踏まえ、資格重複状況結果一覧を活用した職権による喪失処理に関する具体的な方法を検討しているところであり、令和4年中に結論を得る予定。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	<p>有料道路における障害者割引制度の是正 (障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務)</p>	厚生労働省、国土交通省	<p><令2> 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新申請手続における提出書類の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <p><令3> 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、有料道路事業者と協議の上、前回の申請から登録内容に変更がない場合にETCカードの提示を不要とするなど、更新申請手続等を簡素化し、市区町村に通知する。 [措置済み（令和3年10月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）]</p>	<p><令2> • [措置済み]</p> <p>• ICTの活用等による申請手続の効率化について検討を行った結果、オンライン申請の導入に向けたシステム整備を行うこととした。今後、有料道路事業者においてシステム構築等の準備を行い、十分な周知等を経た上で令和4年度中に運用を開始する予定。</p> <p><令3> • [措置済み]</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える等の見直し（児童福祉法、子ども・子育て支援法）	内閣府、厚生労働省	利用する児童の全て又は多くが外国人である認可外保育施設における保育従事者の配置基準については、国家戦略特別区域の区域内に所在する場合に保育従事者の資格基準を緩和する現行の特例について、活用状況等を踏まえつつ、その在り方について検討し、 <u>令和3年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	都道府県・市区町村の代表の実務者を交えたワーキンググループにおいて、「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」（平成27年8月7日付雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）について、国家戦略特別区の特例を全国展開すべきかどうか議論を行った結果、「現時点で未だ活用実績がなく、特区における活用状況を検証・評価した上で、全国展開を検討するという通常のプロセスを採ることができないことから、現時点で一般化することは困難」と取りまとめられた。 今後、本特例の活用を希望する地方公共団体があった場合には、その相談等に丁寧に対応していく。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
13	<p>指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p><令2> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<u>令和4年夏までに結論を得るとともに</u>、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証への所得区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について引き続き検討し、令和4年夏までに結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、地方公共団体から保険者への所得区分照会事務に係る負担軽減策として、確認様式や保険者への送付方法等の簡素化を、関係各所と調整がつき次第行うこととした。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	<p>災害査定における 実地査定の廃止及 びWeb査定方式 の構築</p> <p>(農林水産業施設 災害復旧事業費国 庫補助の暫定措置 に関する法律、公 共土木施設災害復 旧事業費国庫負担 法)</p>	財務省、農 林水産省、 国土交通省	<p>(i) 災害査定（公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法7条及び農林水産 業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定 措置に関する法律施行令3条）につい ては、新型コロナウイルス感染拡大防 止の観点から、当分の間、WEB会議方 式等による実施が可能であることを、 地方公共団体に通知する。 [措置済み（令和2年9月28日付け国 土交通省都市局都市安全課、港湾局海 岸・防災課、水管理・国土保全局防災 課事務連絡、令和2年10月6日付け農 林水産省農村振興局整備部防災課、林 野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁 場整備部防災漁村課事務連絡）]</p> <p>(ii) 机上査定（公共土木施設災害復 旧事業査定方針（昭32建設省）12、海 岸及び地すべり防止施設災害復旧事業 査定要領（昭40農林省）10等）の拡大 については、災害復旧の迅速化に資す るよう、WEB会議方式等による机上査 定の実施状況や無人航空機による測量 技術の進展等を踏まえて検討し、令和 3年度中に結論を得る。その結果に基 づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>(i) [措置済み]</p> <p>(ii) 机上査定の拡大について、災害復旧の迅速 化に資するよう、農林水産省及び国土交通 省の各担当部局が定める机上査定の限度額 を、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補 助の暫定措置に関する法律の適用を受ける 施設においては200万円未満（林道におい ては300万円未満）から500万円未満に、公共 土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用 を受ける施設においては300万円未満から 1000万円未満に拡大した。 また、机上査定の実施に当たって、新型コ ロナウイルス感染拡大防止の観点から行っ てきたWEB会議方式による机上査定を平常時 においても選択可能とするとともに、無人 航空機を活用した画像や三次元データ等の デジタル技術の積極的な活用を行うよう地 方公共団体へ通知した。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 雇用・労働

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
15	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用 (地方公務員法)	総務省	地方公務員に対する1年単位の変形労働時間制(労働基準法(昭22法49)32条の4)の適用については、地方公務員の勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握し、業務体制の改善に関する他の施策とも比較しつつ制度の在り方について検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>総務省において本提案について検討した結果、以下のとおりとする。</p> <p>本提案は、業務の繁閑により勤務時間の区分を所定時間外から所定時間に切り替えるもので、実際の勤務時間自体は変わらないこと、また、育児や介護等それぞれの職員の事情について年間業務の繁閑に併せて対応することは極めて難しいと言わざるを得ないことから、これにより「ライフスタイルに合わせた働き方の実現」につなげることはならない。</p> <p>むしろ、繁忙期における長時間勤務の固定化による当該期間の長時間勤務縮減に向けた意識の低下や、繁忙期の勤務時間の実態が変わらないまま時間外勤務手当の給付が抑えられることによる職員の処遇悪化と、そのことによる職員のモチベーションの低下が懸念され、「業務の効率化」や、職員の健康保持の観点から逆効果となるおそれがある。</p> <p>なお、学校の夏休みなどに集中して休日を確保する場合に限り1年単位の変形労働時間制の適用が可能である教育職員と異なり、首長部局では、非常時対応等の突発業務の発生リスクが高いことから、数ヶ月から1年にわたり業務量を適切に見込むことが難しく、また、学校の夏休み期間に相当する閑散期が想定されないことから、職員が一定の期間に集中して長期休暇を取得するといった運用を行うことも想定し難い。</p> <p>以上のことから、地方公務員に対する1年単位の変形労働時間制の適用は行わないこととする。なお、地方公務員の働き方改革の観点から、「ライフスタイルに合わせた働き方の実現」や「業務の効率化」を図る手法については、国や民間の動向を注視してまいりたい。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和3年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、社会福祉法）	内閣府、厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・ 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・ 認可外保育施設に対する指導監督については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、地方公共団体の実地によらない指導監督の取組事例を、令和3年度中に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設に対する一般指導監査について、「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を実施し、感染症流行時への対応を基本に、児童福祉施設の安定的な運営のために必要と考えられることを整理した報告書を令和4年1月31日に取りまとめた。当該報告書を踏まえ、一般指導監査は実地とすることを原則としつつ、要件を満たせば新型コロナ対応などで例外的に実地によらない方法を可能とするよう、児童福祉法施行令を改正予定。 ・ 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査について、厚生労働省において現在検討されている児童福祉法施行令の改正内容等も踏まえつつ、実地によらない方法が可能である場合の考え方を通知により明確化する予定。 ・ 〔措置済み〕

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	<p>(続き) 社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、社会福祉法）</p>	内閣府、厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設等に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・ 社会福祉法人に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直し、その旨を地方公共団体に令和3年度中を目途に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設のうち児童福祉施設については、「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を実施し、感染症流行時への対応を基本に、児童福祉施設の安定的な運営のために必要と考えられることを整理した報告書を令和4年1月31日に取りまとめた。当該報告書を踏まえ、一般監査は実地とすることを原則としつつ、要件を満たせば新型コロナ対応などで例外的に実地によらない方法を可能とするよう、児童福祉法施行令を改正予定。 また、上記以外の施設についても、児童福祉法施行令の改正に併せて事務連絡の発出等の必要な措置を講ずる予定。 ・ [措置済み]

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	(続き) 社会福祉法人及び 社会福祉施設等へ の指導監査等の実 地を伴わない手法 の検討（社会福祉 法、老人福祉法、 介護保険法）	内閣府、厚 生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・有料老人ホームに対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・介護保険施設等に対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・〔措置済み〕 ・〔措置済み〕 ・〔措置済み〕

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
17	出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知（出入国管理及び難民認定法、国民健康保険法）	法務省、厚生労働省	国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則第1条第2号から第4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した者に係る情報については、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して、提供することを決定した。</p> <p>今後、厚生労働省、法務省、国民健康保険中央会の三者で連携し、情報提供に係る確認書の締結やシステム改修等必要な対応を行っていく。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和（薬剤師法）	厚生労働省	<p>離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とするものの考え方や条件等について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師がやむを得ず不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤について、当該医師又は薬剤師が、当該診療所の看護師又は准看護師に処方箋に記載された医薬品（包装されたままのものに限る）の必要量を取り揃えるよう伝え、映像及び音声の送受信による方法で、その取り揃えの状況や取り揃えられた薬剤が処方内容と相違がないか等を確認した上で、当該診療所の看護師又は准看護師が患者に当該薬剤を渡すことは差し支えないこと等を都道府県等に通知した。（令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、厚生労働省医政局総務課長通知）</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化・保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し（保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法）	厚生労働省	保健師助産師看護師法（33条）、歯科衛生士法（6条3項）及び歯科技工士法（6条3項）に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	保健師助産師看護師法等に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築する届出システムの設計・開発・運用・保守を行うための予算を確保した。現在、同法等に基づく届出をオンライン化するためのシステムの設計等を行っており、令和4年度からオンラインによる届出を実施予定。また、上記オンライン化に伴い、令和4年の衛生行政報告例から報告様式への移送を可能とする予定。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し (水道法、住民基本台帳法)	デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者の指定の申請（25条の2）、更新の申請（25条の3の2）及び変更の届出（25条の7）における登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報（30条の6第1項。以下同じ。）の提供を受けることができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 水道法（昭32法177）に基づき、地方公共団体の水道事業者（同法3条5項）が指定給水装置工事事業者の指定の申請（同法25条の2）、更新の申請（同法25条の3の2）及び変更の届出（同法25条の7）に関する事務を処理する場合 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁及び法務省にて実施した、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査の結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で「登記事項証明書の添付省略に関する実施計画」（令和4年3月28日デジタル庁・法務省）を策定した。同計画に基づき、令和4年度中には一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を実施予定であり、現在、対象となる地方公共団体や手続等について検討を行っている。 第12次地方分権一括法による住民基本台帳法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるとした。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善（自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金）	環境省	<p>国庫債務負担行為（財政法（昭22法34）15条）の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年12月20日付け事務連絡「自然環境整備交付金等に関するアンケート調査について（依頼）」を、環境省自然環境局自然環境整備課と内閣府地方分権改革推進室の連名で47都道府県に発出し、令和4年2月に回答を得た。回答内容を精査したところ、国庫債務負担行為等の制度化を希望しない都道府県数が、希望する都道府県を上回った。また、当省が「第1次回答」「第2次回答」で示した、単年度事業に充当する経費の圧迫等の懸念に関して、複数の団体から同様の意見が提示された。これらの点を踏まえ検討をした結果、国庫債務負担行為等の制度化は見送ることとした。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
22	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	環境省	<p>（i）第二種特定鳥獣管理計画（7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。）については、以下のとおりとする。</p> <p>・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。）と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。</p> <p>（ii）指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>（i）・ [措置済み]</p> <p>（ii）指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、様式の簡略化や記載事項の省力化のため、交付要綱等を改正し、都道府県に通知した。 （令和4年3月29日付け環境事務次官通知） （令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知）</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
23	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し（ダイオキシン類対策特別措置法）	環境省	大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視（26条1項）に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視（26条1項）に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、測定地点数の算定方法の合理化に係る通知を都道府県及び政令市に対して発出した。 （令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知）。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
24	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し (大気汚染防止法)	環境省	大気汚染の状況の常時監視（22条1項）に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	大気汚染の状況の常時監視（22条1項）に関する事務の基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、測定局数の算定方法の合理化に係る通知を都道府県及び政令市に対して発出した。 (令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
25	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減・土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し（土壌汚染対策法）	農林水産省、 環境省	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出（4条1項）に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書（施行規則23条2項2号）については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出について、令和3年9月から10月にかけて都道府県等に対する実態調査を実施するとともに、同年11月に有識者ヒアリングを実施した。上記の結果を踏まえ、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとする省令改正案を令和4年3月24日の中央環境審議会において報告し、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和4年環境省令第6号）が同日に公布された。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 土木・建築

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
26	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長（建築基準法）	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	<p>新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間（85条4項）又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間（87条の3第4項）については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えてその存続期間を延長することを可能とするための建築基準法等の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（令和4年3月4日閣議決定）を第208回国会に提出した。</p> <p>同法案が同年5月13日に可決・成立したことを受け、建築基準法等の改正に関する規定を同年5月31日に施行した。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
27	地方消費者行政強化交付金に関する市町村の事業計画の提出に係る事務の効率化（地方消費者行政強化交付金）	消費者庁	地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該交付金事業に係る実施計画書及び実績報告書の記載内容の簡素化等について検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>地方消費者行政強化交付金交付要綱の改正により、当該交付金事業に係る強化事業実施計画書及び強化事業実績報告書の様式を簡素化し、地方公共団体の事務負担を軽減した。</p> <p>具体的な措置としては、実施計画書の事業概要、事業経費、短期目標等について、3か年分の記載項目を設けていたところ、本交付金は単年度事業であることから、当年度分の記載のみとした。実績報告書においても、複数年度に関する記載項目等を当年度分の記載のみとした。また、一部の事業メニューについて、申請プロセスを簡素化するとともに、申請に必要な様式の簡素化を行った。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
28	マイナンバーカードの代理人への交付が認められるケースの拡充（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）	総務省	個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が居宅サービス（介護保険法（平9法123）8条1項）を受けている場合における交付申請者の本人確認の方法について検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>交付申請者が長期入院している場合や介護施設等に入所している場合の本人確認について検討した結果、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、交付申請者本人の確認書類として利用できるとの結論を得た。</p> <p>上記検討結果を踏まえ、令和4年1月31日に個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平27総務省自治行政局長）の一部を改正した。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
29	届出様式等における性別記載欄の削除（地方税法、児童福祉法、国民健康保険法）	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	<p><地方税法> （i）道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書（附則7条3項及び10項）及び申告特例申請事項変更届出書（附則7条4項及び11項）における性別の記載については、削除することを検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><児童福祉法> （vii）小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の再交付申請書（施行規則7条の23第2項）及び医療費支給認定の変更申請書（施行規則7条の27第1項）における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」（平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）を改正し、削除する。</p> <p><国民健康保険法> （ii）国民健康保険に係る特定疾病療養受療証（施行規則27条の13第4項）、限度額適用認定証（施行規則27条の14の2第2項及び27条の14の4第2項）及び限度額適用・標準負担額減額認定証（施行規則27条の14の5第2項）における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。</p>	<p>・（i）道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の2様式について、地方税法等の一部を改正する法律により、記載事項から性別を削除するとともに、地方税法施行規則の一部を改正する省令により、省令様式から性別欄を削除した。</p> <p>・（vii）〔措置済み〕</p> <p>・（ii）〔措置済み〕</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
29	(続き) 届出様式等における性別記載欄の削除（国民年金法、介護保険法、平成13年改正前の農業者年金基金法、経営所得安定対策等交付金）	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	<p><国民年金法> （i）国民年金手帳の再交付に係る申請書（施行規則11条2項）における性別の記載については、令和4年度から、当該手帳に代えて発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書から不要とする。</p> <p><介護保険法> （ix）介護保険負担限度額の認定に係る申請書等（施行規則83条の6第1項、4項及び7項並びに172条の2）における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令3厚生労働省老健局介護保険計画課長）を改正し、削除する。</p> <p><平成13年改正前の農業者年金基金法、経営所得安定対策等交付金> 旧農業者老齢年金の裁定に係る請求書（独立行政法人農業者年金基金法（平14法127）附則6条3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平13法39）附則8条2項又は11条1項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平13厚生労働省・農林水産省令4）1号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭45厚生省・農林省令2）26条）における性別の記載については、自由記載であることを明確化し、独立行政法人農業者年金基金に令和3年度中に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（i）〔措置済み〕 ・（ix）〔措置済み〕 ・〔措置済み〕

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
29	(続き) 届出様式等における性別記載欄の削除（経営所得安定対策等交付金、土地区画整理法）	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	<p><経営所得安定対策等交付金> 「経営所得安定対策等実施要綱」（平23農林水産事務次官）に定める経営所得安定対策等交付金交付申請書における性別の記載については、同要綱を改正し、令和4年度の交付申請手続から削除する。</p> <p><土地区画整理法> 借地権申告書（施行規則16条1項）及び権利変動届出書（施行規則23条5項）における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・〔措置済み〕 ・〔措置済み〕

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
30	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）	総務省	個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>個人番号カードの交付等に係る事務のうち、「交付申請者の本人確認」及びその結果に基づく「交付等を行うことに関する決定」は市町村職員が行う必要があるが、下記の事務について検討した結果、システム操作に当たって検索・閲覧できる個人情報の範囲を制限するシステム改修を行った上で、市町村の適切な管理下において実施する場合には、民間事業者への委託が可能であるとの制度上の結論を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の決定に基づくカードの交付 ・ 引っ越し等に伴う券面更新 ・ 暗証番号の変更 ・ 廃止処理等のための統合端末の操作（暗証番号の入力そのものを除く。） <p>外部委託の実施に当たっては統合端末のシステム改修を行う必要があることから、今後、予算を所管するデジタル庁及び財務省との協議を進める。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
31	<p>地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等 (消費者基本法、消費者教育の推進に関する法律)</p>	消費者庁	<p>(i) 地方版消費者基本計画並びに都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律10条1項及び2項)については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととする。 ・地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 <p>(ii) 消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項)については、両者の対象期間を一致させるため、次期消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間について、消費者教育推進会議の意見を聴いた上で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>(i)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [措置済み] ・ [措置済み] <p>(ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第31回消費者教育推進会議(令和4年2月9日)において、次期消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間を7年とすることについて承認を得た。 <p>今後は、消費者教育推進会議において、消費者を取り巻く状況の変化を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本的な方針をどのような内容の見直しとするかについて議論を行い、令和4年度内に閣議決定する予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～令和3年の対応方針において、令和4年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの ※前回会議（令和4年2月28日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等 ② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
32	狩猟免許の有効期間の延長（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	環境省	狩猟免許の有効期間（44条2項）については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平26法46）の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。	<p>都道府県へのアンケート結果及び狩猟者の事故の状況等の観点を踏まえ、狩猟免許有効期間の延長について複数回の有識者検討会を実施したが、狩猟者の6割が60歳以上であること等も踏まえ、有識者からは、「狩猟免許所持者は、銃、わなといった猟具を取り扱う以上、責任を持った対応が必要。講習等による指導は有効であり、延長すべきではない。」等の意見が得られた。</p> <p>また、狩猟免許更新時には、安全な狩猟を実施するための運動能力等を確認する適性試験及び事故防止等の講習受講を求めている。適性試験及び講習の受講は、安全な狩猟を実施し、狩猟事故を未然に防ぐ上でも重要な役割を果たしていることから、有効期間は延長せず、現行のとおりとする。</p> <p>なお、令和3年10月に変更した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」においても「狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める。」との方針を示したところであり、本指針に基づき、狩猟者の確保のための取組を進める。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
33	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）	経済産業省、 環境省	第一種特定製品の管理者に対する指導等（17条、18条、91条及び92条）の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平25法39）附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	環境省は、平成28年12月から開催したフロン類対策の今後の在り方に関する検討会において、論点の一つとして提案団体を含む関係者からのヒアリングを実施した。その結果を踏まえ、平成29年3月に取りまとめられた検討会の報告書では、フロン法施行5年経過後に行う見直しの際に、本提案についても検討することとされた。そこで令和3年度に都道府県及び政令指定都市・中核市へ当該提案に関するアンケートを実施し、令和3年11月及び令和4年3月に開催した第11回・第12回「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会 合同会議」において本提案について審議した結果、現状では多くの市において適正かつ円滑にフロン排出抑制法を施行できる環境にはなく、権限移譲は時期尚早と結論づけられたため、行わないこととする。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和3年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
34	公職選挙法施行令に基づく投票管理者等の告示事項の見直し（公職選挙法）	総務省	市区町村が投票管理者、開票管理者若しくは選挙長又はそれらの職務代理者を選任した場合に告示すべき事項（施行令25条、68条及び81条）については、選挙の公正性の確保に配慮しつつ、投票管理者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、 <u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長、若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う告示について、令和4年4月6日に公職選挙法施行令を改正し、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとした。